



自転車の歩道通行について



自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入されましたが、多くの方から『自転車で歩道を通ったら違反になるの？』というご質問をいただいております。

原則として自転車は歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側を通行しなければならないとされています。しかし、**次の場合には歩道を通ることができます。**

- ① 道路標識や道路標示によって歩道を通ることができる
とされているとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を
有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保
するために、自転車が歩道を通ることがやむを得ないと
認められるとき



※ 道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通ることが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

県警察は、**単に歩道通行のみで検挙することはありません。**
歩道を通る場合には

- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行
- 歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止

というルールを守り、歩道通行はあなたにも歩行者にも安全で安心な方法でお願いします。

詐欺の電話はアプリでブロック!



利用料
無料

スマホで簡単
詐欺対策

特殊詐欺から守る!

AIなどの最新技術を活用し、深刻な特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺を未然に防ぐ警察庁認定のアプリです。

危険な電話をブロック

詐欺に使われる電話番号や国際電話を自動で遮断・警告

防犯情報の通知

警察庁から特殊詐欺に関する犯罪の最新情報を通知

無料で提供

AIによる自動検知など、被害防止機能が無償で利用可能



アプリのダウンロードは

詳しくは「警察庁推奨アプリ」ホームページで
ご確認ください。



徳島県警察
TOKUSHIMA PREFECTURAL POLICE



ひょっとして詐欺かも…不安を感じたら
最寄りの警察署または
警察総合相談電話まで

#9110